

令和6年度 松山市地域協働活動保険

- ◆地域活動中のケガや法律上の賠償事故を対象とした保険制度です。
- ◆保険料の自己負担や事前の登録は不要です。



【対象となる団体】

地域活動を行う町内会・自治会、町内会連合会、まちづくり協議会など

【対象となる活動の条件】

- 公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること
- 計画的な活動であること
- 無報酬の活動であること
 - ※交通費、昼食代、材料費などの実費弁償は無報酬とみなします。
- 日本国内における活動であること



<地域活動例>

1	コミュニティに関する活動	会議運営、配布回覧、防災訓練・交通安全 など ※懇親会（子ども会行事）・親睦旅行（視察研修）や地域活動の観覧者などは対象となりません。
2	社会福祉に関する活動	高齢者支援、子育て支援 など
3	環境保全に関する活動	清掃、森林保全、ゴミの減量化 など ※チェーンソーによる伐採や高所での枝打ち作業など、危険度の高い活動は対象となりません。
4	教育・文化に関する活動	青少年健全育成、伝統芸能（獅子舞）など
5	国際交流・協力に関する活動	外国人との交流・支援 など
6	その他	募金協力 など

【対象とならない活動】

- 危険度の高い活動
- 盆踊りや神輿巡行、運動会などのレクリエーション・スポーツ活動
- 自助的な活動や趣味・懇親を目的とした活動
- 職場や学校・PTAなどが行事として行う活動
- 市が主催、共催する事業
- 政治または宗教に関する活動
- 営利目的の活動



【補償内容】

○賠償責任事故

地域活動中に、活動者の過失により他人の身体または財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

賠償の種類	賠償の内容	支払限度額
対人賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき1億円まで 1事故につき5億円まで
対物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき500万円まで
保管物賠償	他人からの預り品や管理物に損害を与えたとき	1事故につき500万円まで

《対象とならないもの》

- 活動者の故意によるもの
- 活動者の親族に対するもの
- 地震や津波、洪水などの天災によるもの
- 交通事故など車両によるもの
- 心神喪失中のもの など

※示談交渉は、市役所から保険会社への連絡後、加害者に行っていただく必要があります。

○傷害事故

地域活動中に、急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡または負傷した事故
(日射病、熱中症及び細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による事故を含みます。)

事故の種類	傷害の内容	支払金額
死亡	傷害事故を直接の原因として事故発生の日から180日以内に死亡したとき	1名につき300万円
後遺障害	傷害事故を直接の原因として事故発生の日から180日以内に後遺障害が生じたとき	1名につき9万円～300万円
入院	傷害事故を直接の原因として入院して医師による治療を受けたとき (事故発生の日から180日以内)	1名につき日額3,000円
通院	傷害事故を直接の原因として通院して医師による治療を受けたとき (事故発生の日から180日以内で90日が限度)	1名につき日額2,000円

《対象とならないもの》

- 活動者の故意によるもの
- 地震や津波、洪水などの天災によるもの
- 脳疾患、心疾患または心神喪失によるもの
- 活動者の無免許運転や酒酔い運転によるもの
- 公務災害補償の適用を受けるもの
- 自覚症状しかないむち打ち症や腰痛
- 活動者の妊娠や出産、外科的手術その他の医療行為によるもの など

【よくある質問】

Q1 町内会の清掃活動中、段差につまづきケガをしました。保険の対象となりますか？

A1 「地域団体」が行う「計画的」で「公益性」のある活動中に起こった事故の場合、対象となります。そのことを確認できる書類として、団体の規約・事業計画書、当活動の日誌・参加者名簿・写真などを提出していただき、その活動及びケガをした人が参加していたことを証明する必要があります。日頃から団体の規約や事業計画書などをご用意ください。

Q2 まちづくり協議会の防災訓練に参加するため、自宅から活動場所へ向かう途中、転倒してケガをしました。保険の対象となりますか？

A2 自宅と活動場所をつなぐ一般的な経路で発生した活動者自身のケガは、あらかじめその活動へ参加することが証明できる場合、「傷害事故」の対象となります。ただし、他人にケガをさせた場合、「賠償責任事故」の対象とはなりません。

Q3 町内会連合会主催の運動会でケガをしました。保険の対象となりますか？

A3 盆踊りや神輿巡行、運動会などのレクリエーションやスポーツ活動中に起こったケガは対象となります。ただし、準備や後片付けなど運営に対する活動中に起こったケガは対象となります。

Q4 回覧板をまわしている時に蜂にさされました。保険の対象となりますか？

A4 蜂や蛇、犬など動物によるケガも対象となります。ただし、本人が飼っている動物によるケガは対象なりません。また、後日症状が出た場合などは、調査を行うことがあります。

Q5 町内会ではなく、ボランティア団体として高齢者支援活動を行っている時にケガをしました。保険の対象となりますか？

A5 ボランティアやNPOなどの団体は対象なりません。保険の対象となるのは、地域活動を行う町内会・自治会、町内会連合会、まちづくり協議会などの地域団体です。

Q6 地域活動の際に少額の手当を支払っています。もし事故が起こった場合、保険の対象となりますか？

A6 報酬にはあたらないため、対象となります。団体の規約などに手当と記載されている場合であっても、実費弁償程度であれば無報酬とみなします。

Q7 学校の授業として、町内会の有志で昔の遊びを教えています。もし事故が起こった場合、保険の対象となりますか？

A7 学校管理下での活動は対象なりません。ただし、放課後や休日に、学校を会場として行う活動については、保険の対象となる場合がありますのでご相談ください。

Q8 地区外の住民が活動に参加しケガをした場合、保険の対象となりますか？

A8 原則、地区の住民以外は対象なりません。ただし、事例ごとに保険会社と協議をし、対象となるかどうかを決定しますので、具体的な実施内容が決まりましたらご相談ください。

【事故発生時の手続き】

(1) 事故状況の記録

事故内容を確認する必要があるため、事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる方の氏名・連絡先など事故内容を記録してください。

また、対物及び保管物賠償事故の場合、対象物及び損害箇所が特定出来るよう、対象物全体及び損害箇所の写真を撮影してください。

※治療が必要な場合は、速やかに治療を行ってください。

(2) 事故発生の連絡

地域団体の代表者などが、事故発生後（閉庁時の場合は、開庁後）速やかに下記担当まで事故内容をご連絡ください。

(3) 事故報告書の提出

事故報告書及び添付書類（団体の規約・事業計画書、当活動の日誌・参加者名簿・写真など）を事故発生の日を含めて30日以内に下記担当へご提出ください。

※提出後、保険会社から連絡があります。

(4) 保険金請求書の提出

保険会社から「保険金請求書」が送付されますので、必要事項をご記入ください。

賠償責任が法的に確定した日、またはすべての治療が完了した日（事故発生の日から180日を超えた場合は超えた日）を含め30日以内に「保険金請求書」を保険会社に送付してください。

保険会社が請求内容について確認・調査を行い、保険会社から請求者の指定する口座に保険金が支払われます。

※審査の結果、適用外となる場合もあります。

【お問合せ先】

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2

松山市役所 まちづくり推進課

市民活動推進担当

電話：089-948-6330

FAX：089-934-1821